

## 川崎市上下水道局引当金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）第198条第3項の規定に基づき、引当金の計上、取崩し等に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職給付引当金)

第2条 退職給付引当金の額は、当該事業年度末日に在職する退職手当の支給対象となる職員（同日に退職する者を除く。）が同日に退職したと仮定する場合において支払うべき退職手当の額とする。

2 退職給付引当金の計上は、当該事業年度末日の退職給付引当金の額に次項の規定により取り崩した額を加えた額と前事業年度末日の退職給付引当金の額との差額を繰り入れ、又は戻し入れることにより行う。

3 退職給付引当金は、職員の退職時に取り崩す。

(賞与引当金)

第3条 賞与引当金は、職員が翌事業年度の6月1日に在職した場合において支給される期末手当及び勤勉手当並びにこれらに伴い支払う法定福利費のうち、当該事業年度の12月1日から3月末日までのものを計上する。

2 賞与引当金は、前項に規定する期末手当及び勤勉手当並びにこれらに伴う法定福利費を支給し、又は支払う時に取り崩す。

(貸倒引当金)

第4条 貸倒引当金は、次の各号に掲げる水道料金及び下水道使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を計上する。

(1) 破産更生債権等（消滅時効が完成した水道料金及び下水道使用料又は再生手続開始の決定、更生手続開始の決定若しくは破産手続開始の決定を受けたものに対する水道料金及び下水道使用料であって、未納のもの） 当

該債権の額

(2) 貸倒懸念債権（当該事業年度の12月以前に調定した水道料金及び下水道使用料であって、未納のもの（前号に該当するものを除く。）） 当該債権に、過去の3年間の不納欠損額を基に算出した貸倒実績率を乗じて得た額

(3) 一般債権（当該事業年度の1月以降に調定した水道料金及び下水道使用料であって、未納のもの（前2号に該当するものを除く。）） 当該債権に、過去の3年間の不納欠損額を基に算出した貸倒実績率を乗じて得た額

2 貸倒引当金は、前項に規定する債権を不納欠損として処理した時に取り崩す。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年2月17日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

（川崎市上下水道局引当金取扱要綱の廃止）

2 川崎市上下水道局引当金取扱要綱（平成2年2月14日2川水総経第15号）は、廃止する。

（経過措置）

3 第2条の規定により平成26年度の事業年度初日に計上すべき退職給付引当金は、水道事業及び工業用水道事業にあつては同日に一括して計上し、下水道事業にあつては平成30年度の事業年度まで均等に分割した額を毎事業年度初日に計上する。

4 平成25年度の事業年度に係る引当金については、なお従前の例による。